

[学術論文]

日本植民地下台湾における少年犯罪と教育

The Study of Juvenile Delinquency and Education of Taiwan in 1930's

山 田 美 香

Mika YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 7

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 7号
2007年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2007

[学術論文]

日本植民地下台湾における少年犯罪と教育

山田美香

要旨 本研究では、日本植民地下台湾における少年犯罪防止に関わる公学校の教育状況に関連雑誌を用いて考察し、次の点を明らかにした。第一に1930年代の台湾の教育界では教育雑誌を見るかぎり、少年犯罪が教育問題としてあまり意識されていなかったこと、第二に児童の管理上、家庭訪問が慣例となっていたものの、公学校側と本島人家庭の間で十分な意思疎通をするまでには至らない場合があったこと、第三に、不良少年・犯罪少年の処遇は警察が中心であったが、司法保護事業団体、教護聯盟以外に学校と地域、警察との連携はあまり見られなかった。教育界では、1940年代はもちろんのこと、30年代も不良少年・犯罪少年が国防上必要な更正可能な存在と取り上げられることはあっても、それ以上の議論はほとんど見られなかった。

キーワード：台湾、公学校、少年犯罪、不良少年、司法保護

はじめに

本研究は、日本植民地下台湾における少年犯罪防止に関わる公学校の教育状況を、『台中州教育』『方面時報』など関連雑誌を用いて考察するものである。筆者はすでに戦時中の少年刑務所内の教育、さらに司法保護雑誌を用いて少年保護の立場から総督府法務局、地域の保護委員がどのように少年犯罪防止に関わる活動、または少年に関わっていたのかを明らかにしている¹⁾。

日本植民地時代の台湾の公学校に関わる先行研究には、弘谷多喜夫、磯田一雄、磯田武雄、上杉允彦等の研究、許佩賢の『植民地台湾的近代学校』、河路由佳、前田均、中田俊夫等の当時の関係者からの聞き取り研究のほか、教科書研究がある²⁾。少年犯罪に関しては成徳学院に関する川村孫四郎などの当時の論考と、最近のものでは佐々木光郎・藤原正範「戦前朝鮮、台湾少年教護院1935年前後」がある³⁾。社会事業に関しては、曾蓮馨、大友昌子や今井孝司らの研究がある⁴⁾。

少年犯罪に関しては、当時の日本植民地時代の台湾、満州、朝鮮の研究はほとんどなく、それは社会事業研究の立ち遅れを指摘した大友の議論と重なるところがある。大友は、植民地下の台湾、朝鮮などの比較研究を試みている。そして植民地時期の社会事業研究の現状を整理し、「社

会福祉という学問領域の新しさと研究層の薄さという課題が根本にあり日本内地の社会福祉史をあとづけ、解明するに精一杯の研究しか行え得なかったことがあろう」と、問題点を挙げている⁵⁾。

これまでの教育史研究は、主に日本の台湾植民地化を教育事象を通して論じてきた。研究の主眼にあるのは日本の植民地支配の功罪が教育現場にどのように影響を与えたのかというものである。教育史の立場から少年犯罪を論じる研究はなかった。

もともと本研究では、少年犯罪研究と記すとおり、少年を対象とし、特に公学校就学児童に関連する事象を述べるものである。当時、「少年」は18歳未満を指した。公学校就学児童は6歳から12歳という年齢層であった。そのため本研究で公学校の教育を中心に取り上げるのには、当時の犯罪少年が10代後半が中心であることと矛盾するかもしれない。しかし台湾本島人（台湾人。また本稿では、日本から来た大和民族を内地人として用いる）には中学校進学が不利であったことを考えると、公学校における教育が大きく少年犯罪に影響を与えたと考える。

大友は、台湾における植民地社会事業形成の時期区分と近代化指標による全体の枠組みとして、1895年-1920年を創設期、1921-1933年を第二期（植民地社会事業の拡大期）、1934-1945年を第三期（植民地社会事業の衰退及び戦時体制社会事業への転換期）と区分している⁶⁾。

さて、台湾における少年犯罪と教育関連の法制度施行の推移は以下のとおりである。

1898年台湾公学校令、1922年に新台湾教育令、感化法の一部、不良少年視察内規（内訓第一号）が施行された。不良少年視察内規では、警察が中心となって不良少年を監督すると規定され、同時に所属する学校長、保護者に連絡すべきことが規定されている。1909年本願寺台北別院が総督府その他の後援を得て財団法人台北成徳学院を設立し、1922年台湾総督府感化院官制が公布されると台湾総督府成徳学院と定められた（台湾総督府成徳学院要覧、1924）。1923年に方面委員制度、1926年に新竹少年刑務所が設立、1934年に少年教護法、1941年に国民学校令が施行された。

日本の植民地支配は1895年より始まるが、1920年代から徐々に不良少年・犯罪少年に関わる法制度が整備されつつあった。しかし、当時、不良少年・犯罪少年を支える人的資源に乏しく、地域の派出所が中心となって不良少年・犯罪少年に関わっていた時代であった。

本研究では、1930年代を中心に、少年犯罪に関わる問題が現在ほど社会問題視されていなかったのか、それは総督府が児童保護・少年保護に尽力する余力がなかったのか、それとも当時の社会が少年犯罪問題を軽視していたのか、当時の台湾の人々もその解決を政府に要求しなかったのか、学校側はそのような児童生徒を抱えて指導に苦慮した経験がないのか、などを資料から明らかにしたい。

1 台湾本島人と公学校

台湾には日本人が通う小学校と、台湾本島人が通う公学校があった。

地域・時代により公学校の就学率は異なるが、1930年代終わりであっても50-60%であった。1939年新竹市は64.79%の就学率、桃園郡は49.99%で、全般に男子の就学率は高い。またすべての地域住民を対象にすると日本語理解者は、新竹市52.75%、桃園郡31.06%であった⁷⁾。そのため、公学校の教員は日本語を知らない本島人児童に、日本語で各教科の教授、共同生活の訓練をしなければならないなど、教員の側からすると多くの困難を抱えていた。

さらに教職員に負わされている義務が過重でありその日暮らしで、毎日の授業にしても徹底した準備に専念する余裕がないため、教員側から学級数を増加し、一学級内における児童の減少が望まれていた。

また、公学校ないし、中学校を卒業した者が職業に就くことが難しいという現状があった。「不景気の今日に於て就職難の声は随所に聞かされるが、とりわけ本島人青年の就職難程或意味に於て深刻化せるものはないと思ふ。—(中略)—。同じ程度の学校を出ながら内地人青年は何かの縁故関係を辿つたりして割合に採用される実情に比して、本島人と云へば官公署はいはずもがな各会社銀行等到處で御払箱にされ不採用の憂目を見るのが常である」⁸⁾。就学と就職がセットとならないため、就学率が上がらないという実情があった。

しかし教育者の中には単純に就学率や教育の質が上がらないことに対して、「現代にまだ斯うした学校が存在してゐるかと思ふと、寧ろあきれる外はない」という新米校長の話もあった⁹⁾。また、「二十年前の状態です。警察や職員や学校有志が奔走して、やつと就学児童を拾い集めるという状態です。在籍二百六十人位の中、六十人ばかりの幽霊児童があつたこと、お祭りがあつたり、御馳走があつたりすると、出席児童数が半減すること、四、五年生になつても国語を使ふことが出来ず、普通のお話が出来ないこと、父兄は一向学校には無関心であること」という意見もあった¹⁰⁾。公学校・地域によって、就学に対する意識・日本語使用についてばらつきがあった。

・公学校児童の環境

公学校の児童の中には、十分な教育環境を持たなかつた者も多かつた。「図書、書方、綴方などの準備をして来ない者が多い。帳面を持たない者も相当に或る。中には教科書を、それも読方や算術のやうに毎日必要なものを持たない者がある。そして自分勝手に座席をあちらこちらにとりかへる者がある。想像もしなかつた公学校児童の悲しい姿。どうしたらこの生徒に落着いた授業が進められる様になるだらうかと、毎日そればかりが気になつてならない。話題を一つ転ずると、仕事が一寸変ると、もうワンワン騒ぎ出す。殊に今日は昨夜芝居を見に行つた者が多かつたせゐか。格別騒々しい。そして静かにしてゐる者はと見れば居眠をしてゐる」と授業に集中できない者もいた¹¹⁾。当時は帰宅後、家族の世話や家業の手伝いに明け暮れた児童も多かつたと考えられる。

では、当時の台湾本島人の家庭は、教育費を負担するのに十分な収入はあつたのだろうか。

「台湾総督家計調査報告昭和12年1月—昭和13年10月」の調査対象となったのは世帯総数が745、内地人の世帯355、本島人の世帯390である。内地人の世帯では給料生活者の世帯151、労働者の世帯204、本島人の世帯では給料生活者の世帯179、労働者の世帯211であった。

調査の結果、本島人の給料生活者の方が内地人の給料生活者より教育費の支出の割合が多かった¹²⁾。内地人給料生活者世帯における教育費は2円12銭(1.92%)、本島人給料生活者世帯における教育費は2円74銭(3.13%)であり、「本島人の世帯では内地人世帯の支出より保健・衛生費と教育費の割合が著しく高く、負担費及育児費の割合も亦比較的多く、其の他の各項目の支出割合は両者の間に大差はない」と結論付けられている¹³⁾。しかし、内地人労働者世帯の教育費は2円64銭(2.98%)、本島人労働者世帯の教育費は1円68銭(2.55%)であった¹⁴⁾。

表1 昭和12年1月—昭和13年10月の給料生活者の社会生活費

単位：円

	保健衛生費	育児費	教育費	交通費	通信運搬費	文房具費	負担費	計
内地人	7.01	0.74	2.12	1.86	0.51	0.55	3.04	15.85
本島人	6.62	0.85	2.74	1.42	0.14	0.52	2.45	14.74
内地	6.28	0.82	1.52	1.79	0.39	0.12	0.96	11.88

出典：台湾総督官房企画部「台湾総督家計調査報告昭和12年1月—昭和13年10月」p.25。

表2 昭和12年1月—昭和13年10月の給料生活者の文化費

単位：円

	交際費	修養娯楽費	旅行費	計
内地人	10.13	6.40	1.25	17.78
本島人	6.46	2.59	0.36	9.41
内地	7.57	4.57	0.89	13.13

出典：台湾総督官房企画部「台湾総督家計調査報告昭和12年1月—昭和13年10月」p.25。

本島人家庭の公学校教員に対する感情は好意的なものばかりではなかった。公学校日本人教員も教育上の本島人家庭への配慮のなさを自省していた。

「学校は家庭の存在を軽視する。そして家庭にある児童をすっかり忘れてしまふ。勿論父兄母姉の存在も認め得ない。大抵の学校は家庭訪問もすれば、父兄会・母姉会等も催すのであるが、しかし聊か極限かも知れないが、家庭訪問は人見せの帳簿を体裁づくる為め、父兄会、母姉会等は報告する行事の為にするのが少なくない」と事務的に保護者との交流を行う教員の姿を述べている¹⁵⁾。実際に教員が家庭訪問したときの状況には「真に子供を育てようと思ふなら、教師は子供を理解し、父兄は学校のねらひ所を知悉し、以て相互に連携するのでなければ、その目的を達することは至難である。殊に当地の様に風俗習慣に特殊のもの少なくない場合は、尚更その必要を痛感する。初対面であつたためか、たいした注文もなかつたが、中に「これからおとなしくしないと先生に悪い所をいふぞ」などと、子供達におどし文句をならべる親達があつたのには一寸困つた。今、私の脳裏に閃いた第一印象は、一環境よいと思はれたもの3、よくないと思は

れたもの8、ニ資産よいと思はれたもの11、よくない思はれたもの10、三保護者の教育に対する理解、熱心と思はれたもの12、冷淡と思はれたもの12」など、教員の個人的な感想が教育雑誌に掲載されていた¹⁶⁾。しかし、どこの学校でも慣例となった家庭訪問で、教員の側にさして家庭訪問に教育的意義を見出せない状況があった。教員による家庭訪問が、すなわち家庭の事情を把握し、児童の管理に有効であるという教育政策と合致していたため、消極的な姿勢しか示さない教員がいたのである。

2 少年犯罪と公学校

『昭和14年度新竹州教育統計要覧』によると、新竹州の戸数は124,456戸、人口796,340名、本科のみを置く公学校83校、高等科を置く公学校11校、分教場15校、公学校児童数88,423名、就学率52.7%であった¹⁷⁾。学年別児童数は、たとえば新竹第一公学校では、第一学年男子281名、女子148名、第二学年男子269名、女子157名、第三学年男子252名、女子124名、第四学年男子282名、女子126名、第五学年男子267名、女子112名、第六学年男子202名、女子131名で、2、3年生での転退学が多いが、5、6年では少ないことから、退学する者は早期に退学するが、そうでなければ卒業まで在学する者が多かった¹⁸⁾。

人口80万近い新竹州でどれほど不良少年・犯罪少年がいたのかというと、1932-1934年の保護少年は20数名、犯罪少年も200名前後であった¹⁹⁾。ここから、統計に載らない不良少年・犯罪少年の存在があったこと、そして統計にカウントされない不良少年・犯罪少年がどのように更生していったのか、考えるべき点が多い。

表3 新竹州の保護少年の数

単位：名

	盜癖癖	遊蕩癖	浮浪児	暴行児	その他	計
昭和7年	16	2	2	2	0	22
昭和8年	22	1	1	1	0	25
昭和9年	18	1	0	2	0	21

出典：新竹州警務部『新竹州警務要覧昭和10年』昭和12年、p. 107。

表4 新竹州の犯罪少年の年齢

単位：名

	14歳		15歳		16歳		17歳		18歳	
	内地	本島	内地	本島	内地	本島	内地	本島	内地	本島
昭和7年	0	38	1	51	3	139	0	243	2	220
昭和8年	0	39	0	66	0	110	1	134	0	198
昭和9年	0	29	0	88	0	91	0	214	2	227

出典：新竹州警務部『新竹州警務要覧昭和10年』昭和12年、pp. 108-109。

当時、警察の不良少年・犯罪少年に対する次のような理解があったことが、少年犯罪の統計上の少なさに関与しているかもしれない。

司法警察職務規範第七章は少年に関する特則を定めて居る。少年法第一条に「本法ニ於テ少年ト称スルハ十八歳ニ滿タサル者ヲ謂フ」と定めてあり、少年法は台湾に施行されて居らぬけれども職務規範に少年とあるのは矢張り之に準じ十八歳未満の者を指すと解すべきである。—(略)—。なるべく刑罰を科することを避け、将来の監督方法その他の善後策を講じ、起訴猶予処分に附すべきである。若しやむを得ず刑罰を科するときには、懲戒の目的を以てするのではなく、教育の目的を以てするのであつて其の目的のためには短期では無効であつて、少くとも一年以上刑務所に托して教育を受けしめる必要がある²⁰⁾。

すべての少年の事件に付ては保護教養を主とする精神を以て事に当らなくてはならない。(職務規範第一二八条)²¹⁾。

さて、当時の不良少年に関する議論としては、内地から多くの専門書が紹介されたこともあり、複数の要因が影響していることは理解されていた。「たとえば不良児童といえは教育者は一も二もなく環境に罪を着せるが、日本幼少年指導会会長橋本中将は、不良化の原因は環境よりも素質上の欠陥であることに気づき、昭和9年日本最初の不良少年研究機関である幼少年教化研究部を創設した」という紹介が教育雑誌上でなされることもあった²²⁾。しかし当時の教育者の議論は大きく環境要因説に傾いていた。環境要因説に軍配が上がるのは、「我国に於ては夙に義務教育が施行せられて居るので貧家の児童も初等教育だけは受ける機会を与へられて居る筈であるが、今日尚小学校にも入学し得ない児童、半途退学を余儀なくせらるる児童も相当にあるとのこと尚小学校に通学する児童の中にも貧困の爲め学用品が買へなかつたり甚しきは朝食や昼食を欠いで居るものが少なくないとのことである」など、台湾の貧困社会の存在が子どもたちの成長に大きな影響を与えたためである²³⁾。授業料を支払うのさえ困難な公学校児童もいた。「今日庄役場から前期分授業料納入令書の配布及び納入方について依頼があつたので直に子供達に配布した。受取つた子供達は口々に、「困る」とか、「一箇月いくら？」とか、中に甚だしいのは「こんなものを家へ持ち帰つたら叱られる。」・・・と涙ぐんであるものさへある²⁴⁾。

1930年代には、新竹州に大湖学童救済会が設立され、呉揚麟と有志が、公学校長の推薦・保護者の申し出に対して、貧困児童に教科書、その他学用品、被服などを給与するなどの活動もあったが、多くの貧困児童の経済的問題を解決するには焼け石に水の状態であつたと考えられる²⁵⁾。

また、現場の教育者ならではの感想であろうが、「所謂不良少年の中には精神の欠陥に基づく者もあるであらうが其の生立、家庭、環境の影響を受けて不良に陥つた者が少なくない。何といふても彼等はまだ思慮の固まらぬ少年である。彼等不良の故を以て世間から冷ややかな眼を以て見

られて居るが彼等のここに至れる原因を探求して見ると一掬同情の涙なきを得ない。静かに当今の世相を観るに不良老人不良中年と目せらるる人達の如何に多いかと云ふことに気がつく。—(中略)—。年にも恥ぢず茶屋酒や待合遊に耽溺して居る老年組、中年組、ジャズに浮かれカクテルに陶醉して修養もそちのけに狂ひ遊ぶ青年達の放縦な態」という、成人の娯楽が児童少年に悪影響を及ぼしているという視点も強かった²⁶⁾。この視点は、総督府法務部官僚や保護委員など司法保護関係者にも強くもたれていた。

しかし環境要因説が幅を利かせていたにも拘らず、学校では積極的に不良少年・犯罪少年を指導することも少なかった。ある教員が問題児童を指導したことが評判となり同僚教員から、「あの学級は、5年に進級したとき一旦解体して、成績順で再編成したのだと思ひます。—(中略)—。あの子供は今までの受持からは蛇蠍のやうに嫌はれて居つたものです。事実、あの子の性行は極悪だつたと思ひます。それが今どうでせう。すっかり従順になつたではありませんか。僕は、いや僕ばかりではない、みんな半信半疑の気持で妙珍を見るんです。普通の子供と違ひはないちやありませんか。・・・あんな、とんでもない出来損ひは、放校処分には附されて、やがてが不良の行くべき所に送られるものと思つてゐた僕等にとつては、意外も意外、案外も案外のことなんですよ」と言われたこともあった。問題を抱えた児童に対する教員のこのようなまなざしがあつたのも事実である²⁷⁾。

公学校で児童を苦しめた貧困や華々しい都市生活など少年犯罪の環境要因となるものに対して、公的機関はほとんど積極的な介入をしない状況であった。

3 学校内における指導

・窃盗事件の指導

学校内での窃盗事件では、教員が静かに児童を正しい方向に導こうという考え方が一般的であつた。小学校では、次のような事例が教育雑誌などで何件も見られる。

「私の級にかなりひどい盗癖のある〇〇と云ふ子供が御座いました。共学生で御座いますが拾つたものは当然自分の物とし、欲しい物はいつか人目をぬすんで取り出します。これには本当に困りまして色々言つて聞かせもしましたし、又或時などおどかしても見ましたが、なかなかほらずに二年生になりました」²⁸⁾。

公学校の事例としては次のものがある。

「三年前の春教員生活に入つて一月も経たぬ頃のことである。見すばらしい児童が泣きながら「先生豚肉を買ふお金をなくしました」と言つて来た。—(中略)—。この際、どうしたら一番いいのだろう？あの気の毒な児童に肉を買ふだけの金をやらうか知ら・・・さうしたらあの子ども安心して買えることが出来よう。又他の児童にも迷惑を掛けずに済むであらう。—(中略)—。若し、そのまま実行すれば、不心得な児童が増長するばかりでなく、他の児童にも悪影響を及ぼ

すに相違ない。—（中略）—。私は児童を一人一人呼出して、厳密に問ひ訊してから、一々其の脈を取つて見た所、はからずも一二〇に近い児童を発見した。—（中略）—。だが待て！万一何かの間違ひであつたらどうしよう？私は更にその児童を中心にして調査を進めた。—（中略）—。ああ、そのとき、私の心は煮えくり返つた。—（中略）—。見せしめの為に思う存分制裁を下してやらねばならぬ。—（中略）—。と焦る心を静めて彼の児童を戒めた。」²⁹⁾

この事例から明らかなのは、自分から悪いことを悪いと理解させる教育であり、これは都通憲三郎が、大正時代の公学校が指導したい項目として「勤労勤勉が第一」「伸ばすべき長所よりも矯正すべき事項のほうがずっと多いことも特徴的であり、不誠実や不規律、公共心や礼儀の欠如などの項目が挙げられており」、と論じている点と重なる³⁰⁾。

・買い食いの指導

また、少年犯罪の第一歩として問題視される買い食いの問題であるが、教科書の代金さえ惜しむ親が買い食いさせて子どもの欲望を満足させようとすることに對して、金銭教育を考えるべきだという提案もあった。

教員のなかには、保護者に対して、「お金で与えず現品で与える、1週間1回以上子どもたちの容姿検査とともに所持品を検査する、小遣い銭の貯金を勧める」と言う者もいた³¹⁾。

「江民肇が休憩時間に校門の前で買食をしてみるとの報告があつた。止めさせ様と飛んで行つたらもう食べたあとであつた。毎日降校の際注意を与へてゐるのにと思ふと遺憾でならない。注意してやると泣出して、なだめればなだめる程声を張り上げる。泣きの一手で、自分の非をうやむやにし様としてゐるのである」³¹⁾。

市場などで食べ物を買う台湾の食文化、官舎住まいの日本人が家族のために質素とはいえ家庭料理を作る食文化の違いがあり、それが台湾の家庭の子育て批判とも重なつた。

・夜遊びに関する指導

このほか夜遊びをする子どもに対して、教員が家庭訪問を行い、子どもが好きな漫画や雑誌を持っていくことで、子どもが夜遊びの誘惑から逃れ、伽話会を行い、少しずつ勉強にも関心を持つようになったという。また貧困から油を買う金がなくなると、明かりがないため繁華街に繰り出す子どもに対しては、友人の家に行くよう指導している例もある。

「勉強はするが夜遊び好きで、外に出ないと気持の悪い子供に対しては、雑誌絵本を持ち込んで訪れる。暫く雑誌をみせてみると出て行くのを忘れてしまった」という子どもの変化も見られた。そこで、「部落を6つに分けて2週に1回づつお伽の会をやる」など、楽しみや学びの契機を子どもに与えること」によって夜遊びが減少していったという³³⁾。

表5 家庭の状況

単位：名

勉強室がある家	6
勉強する上に非常に関心を持ってくれる家	0
勉強の指導を時々してくれる家	12
しょうしょう関心を持ってくれる家	12
勉強せよと言ってくれる家	50
勉強したらなにかくれる家	4
本雑誌をたのめばかってくれる家	5
家庭団欒の家	3
遊び相手になってくれるものがある家	26
食事を別々にする家	23
勉強するのに大変困る家	4
私が行く事を好むもの	42
どうでもよいもの	26
夜遊びをしてみたが今ではせんでも過ごすことができるもの	38
1週間に1、2度はする者	10

出典：大島喜代志「夜遊びと櫻の子（下）」台中州教育会『台中州教育』第七巻第六号、昭和14年6月、pp. 32-33。

公学校での犯罪予防のための日常的な生活指導には以上のものがあり、これらに関連した記事が当時の教育雑誌上に掲載されたものの、公学校における犯罪予防教育に関わる具体的な議論はほとんどなされていなかった。修身教育に関する議論はあったものの、少年犯罪を真正面から教育問題として取り上げることはあまりない時代であった。

4 児童の道徳意識

1933年2月から台中州小学校・公学校で行われた児童道徳意識調査の結果、「次郎ハ、ヲバサンカライタダイタオ金ヲツカハズニ、チョキンシマシタ」といった、儉約の意識は、公学校の児童のほとんどがどの学年も通じて明瞭であったという³⁴⁾。「消極的静の個人道徳「儉」の意識は小公学校児童共殆ど各学年を通じて意識明瞭であった。小学校に於ては全問題の中第二位、公学校に於ては第一位であった。但し蕃人公学校に於ては上位にある」として、全体的に儉約に励む台湾の学齢児童の姿が浮かび上がってくる³⁵⁾。

しかし、「文吉は三銭オツリヲモラフ所へ八銭モラヒマシタガ、シラナイフウヲシテ、ウケトリマシタ。ソシテカヘリニ五銭デチヨウメンヲ買ヒマシタ」という問いに対しては全般にその正答率が低位であったというので、児童の意識もさまざまであるというしかない³⁶⁾。

金銭感覚以外の道徳に関しては、「太郎ハ弟ノオモチャヲコワシタノデ弟ノ二郎ニワビマシタ」といった「而も自己より肉体精神共に劣位にあるものに詫びること—（中略）—、その劣位にあるものが自己の最も近親である場合、—（中略）—、児童が之を輕易に考へるとしても、亦

已むを得ぬことであらう。本問題に対する児童の善悪意識がすこぶる薄弱であつて、小学校二十位94.33%、公学校二十一位80.44%、蕃人公学校85.72%を示すのは遺憾であるが、児童の真生活を如実に粉飾なく表出したものとして、却つて数多の示唆を含むものと云ひ得るのである」と厳しい分析が加えられている³⁷⁾。

この意識調査の結果としては、「1 小学校児童は公学校児童に比し、善悪の観念一般に明確強調である。2 家庭生活に於て、小学校児童は公学校児童に比し、良き意味に於て奔放自由、悪き意味に於て粗末放任なるが如き傾向を見る」というものであり、あいまいな結論に終わっている³⁸⁾ 児童の買い食いが少年犯罪への第一歩といわれるが、公学校児童のほうが経済生活に関してはきちんと考えているという結果が出ている。

この時期には、各公学校が独自に学内の児童に対して道徳意識調査を行っている。ただしその設問の意図が皇国史観の養成にある場合が多く、ある公学校教員は、道徳意識調査に対して、「道徳意識の調査について疑問をもつ。こんな判然としない問題は児童を苦しめるだけではないか」といった疑問を呈した。それに対して、大里公学校長は「学年の差別的傾向をみるためである。質問は過去の経験を省み、大切な徳目を選んで答へさせた。困つた児童もみだせうが大体の傾向はわかる」と調査の目的を述べている³⁹⁾。公学校内部では、安易な道徳意識調査に対する率直な意見も見られたのである。

1935年2月5、6日、台中州主催教育実際化研究会が彰化第一公学校で開催された。その際、「彰化一公の施設並に児童調査」の結果が、富田員林公学校長から報告、研究された。そして「訓育に資せんとする諸帳簿には、誠心録、学級自治会記録、学年打合会記録、奉仕作業日記、学級日誌、細密検査（服装、容儀、学用品）記録、共励会記録等があり、学習上の施設としては、学級経営案・学習態度養成方案・細目・日誌等は勿論のこと、父兄合同参観記録・児童の切抜帳迄活用されてゐる」と報告があつた⁴⁰⁾。

これに関して渡辺埔里公学校長からは「道徳意識の調査は十分であるが、智能測定は実施してゐないか」との質問があつたが、彰化第一公学校側では行っていないという回答であつた。同様に「個性観察は受持教師の主観的立場での調査であるやうに思ふ。客観的調査を加味しては如何」という質問に対しては、「個性調査は概念的な言語で抽象することをやめ、行為に表はれた具体的事実につき記入することにしてゐる」と答え、個性観察は教員の考えで行われていたことを述べている⁴¹⁾。教育界では道徳意識調査の方法論も議論されていた。

その一方で、教育実際化運動として公開された授業に対して、新竹州の大浦総督府視学官から「小学校の教育指導案をそのまま公学校教育に適用しても価値が少いものではあるまいか」との意見が見られるなど、公学校の独自性が問われる発言もあつた⁴²⁾。皇国民の養成が公学校の目的とはいえ、内地人子弟を対象とする小学校教育とは異なる方法を採用しなければならないという発言であつた。

おわりに

当時犯罪少年に主に関わったのは総督府法務部内にある司法保護事業関係者であったが、他の機関との連携し、不良少年・犯罪少年に関する事業が展開されることは少なかった。教護聯盟については、当時の日本内地の研究として鳥居和代のものがあり、その著書に台湾の公学校、中学校で教護聯盟に入っていた学校数が示されている。1934-1937年で台湾では15の校外教護・補導機関があるという指摘のとおり、台湾でも教護聯盟の活動は行われていた⁴³⁾。しかし現在では資料が断片的に残っているのみである。また当時10代であった者は既に70代から80代になっており、インタビュー調査により司法保護事業関係者、教護聯盟による犯罪予防がどれほど機能したのかを示すにも多くの障害がたちはだかっている。

註

- 1) 「日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究、名古屋市立大学人文社会学部研究紀要」第20号、2006年3月。「日本統治期台湾における少年刑務所内の教育」(研究ノート)、アジア教育史学会『アジア研究』第15号、2006年3月。
- 2) 磯田一雄「同化と皇民化の間—植民地教育における「文明化」と「日本化」をめぐる—」大阪経済法科大学アジア研究所『東アジア研究』第44号、2006年、pp. 37-52。上杉允彦「皇民化運動期の植民地の初等教育情況(一)—台湾における—」高千穂商科大学商学会『高千穂論叢』平成2年6月、pp. 19-48。許佩賢『植民地台湾的近代学校』遠流出版社、2005年3月。弘谷多喜夫「日本統治下の台湾における公学校教育—日本人教師からの証言による構成—」『釧路短期大学紀要』1986年。河路由佳「日本統治下における台湾公学校の日本語教育と戦後台湾におけるその展開—当時の台湾人教師・日本人教師・台湾人児童からの証言—」東京農工大学「人間と社会」研究会『人間と社会』第9号、平成10年7月、pp. 263-284。前田均「戦時下台湾における皇民化教育体験者からの聞き取り」天理大学学術研究会『天理大学学報語学・文学・人文・社会・自然編』第百九十三輯、2000年、p. 115-123。中田敏夫「台湾における元公学校教師たちによる談話」愛知教育大学国語国文学研究室『国語国文学報』平成9年3月、pp. 1-58。
- 3) 川村孫四郎「感化教育に関する一考察(二)」『第一教育』第七卷第八号、昭和3年8月、台湾子供世界社、pp. 41-47。川村孫四郎「感化教育に関する一考察(三)」『第一教育』第七卷第九号、昭和3年9月、台湾子供世界社、pp. 23-35。台湾総督府成徳学院『台湾総督府成徳学院要覧』1924年。佐々木光郎・藤原正範「戦前朝鮮、台湾少年教護院 1935年前後」『戦前感化・教護実践史』春風社、2002年12月、p. 591。
- 4) 曾蓮馨『国立中央大学歴史研究所修士論文日治時期台中州社会事業之研究(1910-1945)』民国87年6月。大友昌子「台湾、朝鮮の比較にみる植民地社会事業形成をめぐる一考察」『社会科学研究』第二十五卷第二号、2005年3月。今井孝司「日本統治下台湾における方面制度導入過程の一考察—台南州の扱いに関する顧慮の指摘」兵庫教育大学東洋史研究会『東洋史訪』(11)、2005年3月、pp. 70-79。
- 5) 大友昌子「台湾、朝鮮の比較にみる植民地社会事業形成をめぐる一考察」『社会科学研究』第二十五卷第二号、2005年3月、p. 22。
- 6) 同上、pp. 14-15。
- 7) 新竹州教育課『昭和14年度新竹州教育統計要覧』昭和16年3月、p. 38、p. 62。
- 8) 『台湾警察時報』第八号、昭和5年4月15日、p. 7。
- 9) 台中州教育会『台中州教育』第二号第五号、昭和9年5月、p. 37。
- 10) 同上、p. 38。

- 11) 東山公学校「第一学期の学級録から」台中州教育会『台中州教育』第五卷第七号、昭和12年8月、p. 40。
- 12) 台湾総督官房企画部「台湾総督家計調査報告昭和12年1月—昭和13年10月」p. 3。
- 13) 同上、p. 25。
- 14) 同上、p. 58。内地人労働者世帯の1ヶ月平均実収入は101円50銭、本島人労働者世帯の1ヶ月平均実収入は68円03銭であった。
- 15) 施炳坤「私の学級訓練（7）第三篇 方法編（二）」『台中州教育』第三卷第四号、昭和14年4月、p. 3。
- 16) 同上、p. 7。
- 17) 新竹州教育課『昭和14年度新竹州教育統計要覧』昭和16年3月、pp. 2-3。
- 18) 同上、pp. 28-29。
- 19) 新竹州警務部『新竹州警務要覧昭和10年』昭和12年、p. 72。
- 20) 上瀧汎『犯罪捜査手続』晃文館、昭和5年、p. 201「第三章捜査実行に関する心得」
- 21) 同上、p. 202。
- 22) 湾化生「天才凡才は々非々」『台中州教育』第六卷第三号、昭和13年2月、p. 14。
- 23) 台湾社会事業協会『社会事業の友』第42号・昭和7年5月号、昭和7年4月、p. 105。
- 24) 台中州教育会『台中州教育』第三卷第一号、昭和10年1月、p. 10。
- 25) 台湾総督府文教局社会課『台湾社会事業要覧』昭和6年3月、p. 232。
- 26) 台湾社会事業協会『社会事業の友』第42号・昭和7年5月号、昭和7年4月、p. 107。
- 27) 志賀雄三「養護記」台湾教育会『台湾教育』12月号・第485号、昭和17年12月 p. 82。
- 28) 辛島千代子「ある子供の記録」台中州教育会『台中州教育』第五卷第四号、昭和12年5月、p. 36。
- 29) 王日福「歪んだ泣き顔」台中州教育会『台中州教育』第三卷第一号、昭和10年1月、p. 54。
- 30) 都通憲三朗「植民地台湾の初等教育と修身」駒澤大学仏教経済研究所、平成17年5月、p. 30。
- 31) 台中州教育会『台中州教育』第二卷第五号、p. 7。
- 32) 東山公学校「第一学期の学級録から」台中州教育会『台中州教育』第五卷第七号 昭和12年8月、p. 38。
- 33) 大島喜代志「夜遊びと櫻の子（下）」台中州教育会『台中州教育』第七卷第六号、昭和14年6月、pp. 34-35。
- 34) 台中州教育会『台中州教育』第二卷第四号、昭和9年4月、p. 38。
- 35) 同上、p. 44。
- 36) 同上、p. 42。
- 37) 同上。
- 38) 同上、p. 43。
- 39) 台中州教育会『台中州教育』第二卷第二号、昭和14年、p. 59。
- 40) 花塘生「公学校の実際化研究会聴きが記」台中州教育会『台中州教育』第三卷第三号、昭和10年3月、p. 16。
- 41) 同上。
- 42) 同上、p. 17。
- 43) 『青少年の逸脱をめぐる教育史「処罰」と「教育」の関係』不二出版、2006、pp. 129-130。

*本研究は、平成18年度科学研究費若手B「中国・台湾の教育近代化と少年犯罪—近代日本の影響—」（課題番号18730508）による研究である。